

いちから
わかる!



相続法の改正で ルールが変わったの？

残された夫や妻が、自宅や生活費を確保しやすくなった

アウルさん 亡くなった人の遺産などを受け継ぐ相続のルールが変わったの？

A 高齢化社会に伴い昨年、約40年ぶりに相続法が改正され、今年7月から本格的に運用が始まった。亡くなった人の夫や妻を守る

仕組みが取り入れられた。ア たとえば？

た。今回の改正で、20年以上結婚した夫婦なら自宅を遺産分割の対象から外せることになった。住まいも生活費も確保しやすくなる。

とまらないと、口座からお金を引き出せず不便だという意見があった。これからは、相続人は亡くなった人の預貯金の3分の1に、法律で定められた自分の相続分をかけた額まで下ろせる。ただ同じ金融機関では150万円が上限だ。

A 課題はないの？

A 事実婚や同性婚のポイントナードはこれまで通り、相続の対象外だ。ただ遺言があれば、相続人ではない人も遺産をもらえる。今回の改正では、遺言を利用しやすくなる制度もできた。来年7月からは自分で書いた遺言書を法務局に保管してもらうことができる。家族の形が多様化するなか、遺言の役割が重要になりそうだね。

改正された相続法の主なポイント

配偶者優遇策

残された夫や妻が自宅に住み続ける「配偶者居住権」を新設 2020年4月1日

生前贈与の自宅は遺産分割の対象外に 2019年7月1日

預貯金の払戻制度

遺産分割前に葬儀代などの引き出しが可能に 2019年7月1日

相続人以外の親族に報いる

親族が介護などに無償で尽力すれば、相続人に金銭請求が可能に 2019年7月1日

遺言の利用促進

自分で書いた遺言書の財産目録は手書きの必要がなくなる 2019年1月13日

法務局に自分で書いた遺言書を保管してもらうことができる 2020年7月10日

(浦野直樹)